

23 陳情 第 10 号	遺体保管・葬祭施設「—————」に施設の管理運営に関する 指導・勧告を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 23 年 3 月 9 日受理、平成 23 年 3 月 10 日付託
陳 情 者	新宿区早稲田鶴巻町 ————— ————— ほか 8 名
<p>(要 旨)</p> <p>新宿区早稲田鶴巻町 5 2 8 番地に所在する遺体保管・葬祭施設（「—————」株式会社—————代表取締役—————）に対し、当該施設が 24 時間営業で公道上でのご遺体の搬入出をくりかえし近隣住民に多大な精神的苦痛を強いてきている現状を改めさせるために、営業時間、道路の交通安全確保、ご遺体の衛生管理などの管理運営にかかわる措置を直ちに講ずるよう、強く指導してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ご遺体の搬入出を昼夜区別なく 24 時間にわたって実施するという現在の営業時間を、新宿区地域センター条例第 17 条（開館時間及び利用時間）に準じ午前 9 時から午後 10 時までとするように改めること。 2 交差点内に遺体運搬車両や施設利用者の車両を止めたり、駐車禁止の路上にこれら車両が滞留するのを放置することは、道路交通法第 44・45 条に抵触し、一般の通行車両や歩行人を事故に巻き込む危険性が極めて高く施設管理上問題であるから、警察の指導を受けこれを遵守し、交通安全上適切な運営方法をとること。 3 施設内でのご遺体の移動や湯灌など、ご遺体の衛生管理上の問題（感染対策など）等について、区の指導を受け明確な管理・運営基準（規則）を設けること。 4 なによりも町内会・近隣住民との信頼関係の回復に努め、町内会・近隣住民との合意に基づき、施設の改善をふくむ当該施設の管理運営を行うこと。 <p>以上を陳情するにあたり、議会におかれましては、是非とも現地調査を実施され現状を正確に掌握していただくとともに、区として小規模葬祭施設（遺体保管を含む）等の設置に関する「指導要綱」の策定を早急に検討されることを、切にお願いいたします。</p> <p>(理 由)</p> <p>昨年 6 月初旬、私どもが居住する早稲田鶴巻町にある天祖神社前に、駐停車禁止である交差点を使って棺だけではなく布を被せただけのご遺体をストレッチャーに乗せて出し入れする施設が、住民や町会に対して事前の連絡や説明が全くないままに、突然開設しました。この施設が、8 体分の遺体保管冷蔵庫を備えた遺体保管・葬祭施設「—————」です。</p>	

この施設に対し町会や住民が再三再四にわたりご遺体や棺の搬入出を一時的に中止するように申し入れましたが、24時間営業で神社前交差点を使ってのご遺体や棺の搬入出が繰り返されてきました。昼間にはご遺体や棺を直接に目にせざるを得ない近隣住民は、夜は夜で、ご遺体を搬入出する際の物音に敏感となり不安に苛まれています。そればかりではありません。ご遺族の嗚咽やすすり泣きが室内から外の道路に直接に漏れ聞こえるため、窓の傍を通る近隣住民は、日々精神的不安にさいなまれる状況にあります。

これまで神社前の道を生活道路として使っていた少なくない方が、この交差点を迂回して通るようにさえなっているのです。

公道を使ってのご遺体や棺の搬入出は、私たち住民に日々極度の緊張と不安、精神的苦痛を強いております。これは、私たち住民の当たり前の平穏な生活を送る権利（憲法第13条にもとづく人格権）を侵害するものであり、我慢すべき限度をはるかに超えるものです。

このようなことから、鶴巻西町会をはじめ私ども近隣住民は、現在、区のお力をかりて株式会社——とのあいだで、現在の営業実態を改善してもらうために、交渉を進めているところです。交渉を通して、施設の管理運営に関わることとして、(イ) コンビニエンス・ストアとは異なる性格の（施設側は「コンビニだって24時間営業です」と主張）遺体保管施設が住宅地で四六時中営業するという問題、(ロ) 老人や子どもが行き来する神社前の交差点に数台の車両が滞留するという、交通安全確保上の問題、そして(ハ) 近隣住民にとってなによりも気になるご遺体の保管・移動にかかわる衛生管理上の問題など、早急に解決していかなければならないことが明らかとなってきました。

こんにち、「血縁」、「地縁」、「会社縁」とも称される社会との関係をすべて失ったまま亡くなる「無縁死」の増大が、日本社会が抱える大きな社会問題として取り上げられ、葬儀の形態も多様化していると聞きます。今後、新宿区内において、地域住民への配慮を欠いた「——」の様な安易な業者が出現することがないように、全国の手本となる小規模葬祭施設（遺体保管を含む）の設置に関する「条例」ないしは「指導要綱」の策定など、行政上の毅然とした対処を切にお願いいたします。誰もが安心して利用できる葬祭場をつくるための社会的なルールを確立していくためにも、新宿区民としてこの「——」の問題を正しく解決してなければならない、これが私たち住民の強い思いです。

ことは一町会にとどまる問題ではなく、新宿区に居住する全住民の生活にかかわる緊急の問題です。一昨日、区に「——」に対する管理運営上の改善指導ならびに「条例」ないし「指導要綱」の策定を求める榎地区八町会の多くの住民の方々の署名1951筆（3月7日現在、既提出分の342筆を含む）が新宿区に提出されました。この多くの住民の方々の願いを是非とも受け止めていただき、区議会として「条例」ないし「指導要綱」の策定を英断されますことをお願いし、ここに陳情する次第です。